

【法学部・法科大学院との合併科目を履修している学生対象】

定期試験（対面実施）の代替措置の申請について

法学部・法科大学院の定期試験は、[12月3日付の掲示](#)のとおり、対面試験の方式で行う方向としていますが、法学部・法科大学院【以外】の学生については、諸事情に鑑み、下記のとおり、特別の事情による代替措置の申し出を再度受け付けることとしました。

対象となる代替措置：12月3日付掲示内の「4 特別の事情により対面試験を受験できない学生のための代替措置」

（条件や内容をよく読んで申し出ること。）

対象となる学生：法学部（法学部内定者も含む）・法科大学院【以外】の学生

申し出の締切り：【1/5（水）17:00】まで

申し出の方法：下記の Google フォームを用いた届出

代替措置を認めるか否かは、1月13日（木）までに法学部・法科大学院から知らせます。それまでは、他の学生と同様、履修科目全体の勉強を続けてください。

○特別の事情による代替措置の申請用 Google フォーム

法学部：<https://forms.gle/S5g3qkRVQCJUrASs6>

法科大学院：<https://forms.gle/f7qLsAV8sEJixwgS9>

（いずれも ECCS クラウドメールによるログインが必要）

参考：12月3日付掲示

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/students/wp-content/uploads/sites/5/2021/12/20211203shiken1.pdf>

2021年12月27日

法学部・法学政治学研究科